

平成28年度青森市立相野児童館に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市立相野児童館については、社会福祉法人青森市社会福祉協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 平成29年2月14日

施設名	青森市立相野児童館
設置目的	児童に対して健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすること。
所在地	青森市富田2丁目27番7号
指定管理者	社会福祉法人 青森市社会福祉協議会 代表者 会長 前田 保 住 所 青森市本町四丁目1番3号
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	職員は適正な配置となっているか。	児童福祉法・労働基準法を遵守し、各館2名以上の職員を配置し、週40時間の労働時間を超えないようローテーション勤務を実施している。	○	
	職員の研修が行われているか。	毎月、職員連絡会・児童厚生員ブロック連絡会・ブロック長会議を開催しているほか、青森県児童館連絡協議会研修会など様々な研修会に参加している。	○	
	保守点検業務が適切に行われているか。	消防設備の保守点検を実施しているほか、定期的に遊具等の設備点検を実施し、不良箇所が認められた場合は、市と協議しながら対策を講じることとしている。	○	
	防犯、防災、緊急時に的確な対応が行えるようにしているか。	災害や不審者を想定して、毎月1回避難訓練を実施しているほか、総合消火避難訓練を実施し、緊急時の対応に備えている。また、民生委員等地域の方々と連携し適宜防犯パトロールを実施している。	○	
	個人情報保護について適切な対応が行われているか。	青森市個人情報保護条例及び施行規則を遵守し、会議等においてその内容を職員に徹底させ、関係書類やデータの適正な管理等に努めている。	○	
	環境保全、負荷低減の取組がなされているか。	「青森市環境方針」を遵守するとともに、市が定める「環境マネジメントシステム」を準用し策定した「指定管理施設版・環境マネジメントシステム計画書」に基づき、環境保全や環境負荷の低減に努めている。	○	
運営について	市民の平等利用が確保されているか。	児童館の機能と特性を踏まえて、地域に開かれた施設として子ども（市民）の利便性・公平性に十分配慮しながら運営を実施している。	○	
	利用者の要望を把握し、運営に反映しているか。	利用者からの意見を集約する「ふれあい箱」を設置し、児童館への要望・意見を把握するとともに、それらを踏まえ、利用者の立場に立った運営に努めている。	○	
	サービス向上に努めているか。	管理運営について検証する「児童館運営委員会」を各児童館で開催しており、委員から意見を徴しながら更なるサービスの向上に努めている。	○	
	利用率の向上に努めているか。	利用者数は、前年度同期（1月末現在）の8,385人と比較して8,536人と151人増加しており、児童館だよりや児童館合同イベント等を活用したPRを行い、利用率の向上に努めている。	○	

【総合評価】

管理運営状況については、良好である。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

青森市健康福祉部子育て支援課
TEL：017-734-5334（直通）
代 表：017-734-1111 内線5174
E-Mail：kosodate-shien@city.aomori.aomori.jp